

第 15 章 国土交通省関東地方整備局長及び都市計画同意権者の意見と都市計画決定権者の対応

環境影響評価法第二十三条に基づく環境大臣の意見を勘案して述べられた同法第二十四条に基づく環境保全の見地からの国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応を表 15-1（P15-1～3）に示す。（上記各条は同法第四十条第二項の規定により読み替えて適用される）

表 15-1(1)評価書についての国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見とそれに対する都市計画決定権者の対応

国土交通省関東地方整備局長及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
1. 総論 (1) 環境保全措置の具体化 今後の詳細な設計及び事後調査等の結果を踏まえ、その内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討すること。また、環境保全措置の具体化について、専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等を適切に公表するなど、透明性及び客観性を確保すること。	今後の詳細な計画検討に当たっては、評価書第 13 章 P13-1 に記載のとおり、環境影響評価の結果に基づき環境保全に十分配慮することとしている。また、内容を詳細なものにする必要がある環境保全措置については、これまでの調査結果や専門家等の意見を踏まえて措置の内容を十分に検討する旨を評価書第 13 章 P13-1 に記載した。環境保全措置の具体化に関する専門家等の意見、検討に当たっての主要な論点やその対応方針等は、評価書第 14 章 P14-3 に記載の長野県環境影響評価条例に基づく事後調査において適切に公表し、透明性及び客観性の確保に努める。
(2) 地域住民等への丁寧な説明 本事業は、市街地周辺において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、工事説明会等の場を活用して、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。	環境影響及び環境保全措置の内容について、工事説明会等の場を活用して、地域住民等に対し丁寧な説明に努める旨を評価書第 13 章 P13-1 に記載した。
2. 各論 (1) 水環境について 本事業は、帯水層が分布する地層を切土し、トンネル部分を施工することから、地下水位の低下及び地下水質等へ影響を及ぼすおそれがあるため、工事着手前に地下水調査等を行う等により現状を把握の上、専門家等の意見を踏まえて環境保全措置を実施すること。また、事後調査等により工事中及び供用後の地下水の状況把握に努め、その内容は、適宜、情報を公開するなど透明性及び客観性を確保すること。	地下水位の低下及び地下水質等への影響を極力回避・低減するため、評価書第 12 章 P12. 6-34 に記載のとおり、工事着手前に地下水調査等を行うことにより現状を把握の上、専門家等の意見を踏まえて環境保全措置を実施する。個別の井戸等については、工事中及び工事終了段階で影響の有無を確認することとしている。また、事後調査等による地下水の状況把握について、評価書第 14 章 P14-3 に記載の長野県環境影響評価条例に基づく事後調査において、適宜、その内容を公開し、透明性及び客観性の確保に努める。

表 15-1(2)評価書についての国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見と
それに対する都市計画決定権者の対応

国土交通省関東地方整備局長及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
(2) 地形及び地質について 本事業では、学術上又は希少性の観点から重要な地形及び地質としてあげられている「天竜川右岸の河岸段丘と新期断層」の地形を改変することとなっているため、専門家等に意見を聴取し、地形への影響を極力低減すること。	事業における「天竜川右岸の河岸段丘と新期断層」の地形改変量をできる限り小さくする環境保全措置の実施に当たって、専門家等の意見を聴取する旨を評価書第 12 章 P12. 7-12 に記載した。
(3) 騒音について 本事業の対象道路に設置する遮音壁は、住居等保全対象の立地状況を踏まえ、当該路線の環境基準の達成に必要な区間及び設計とすること。	本事業の対象道路に設置する遮音壁は、評価書第 12 章 P12. 2-35 及びそれ以降の頁に記載のとおり、当該路線の環境基準の達成に必要な区間としている。また、環境保全措置の実施に当たっては、事業実施段階において、事業による環境影響を把握するための調査を行い、当該路線の環境基準の達成に必要な区間及び設計とする旨を評価書第 12 章 P12. 2-35 に記載した。
(4) 法面等の緑化について 法面等の緑化を行う場合、在来種を積極的に活用し生態系への影響を極力低減すること。また、その際に、周辺地域の大部分が農地利用されていることを考慮し、周辺住民との意見交換等を行い、農地の利用者等への影響や周辺環境への影響を極力低減すること。	法面等の緑化に当たって、生態系への影響を極力低減するため、評価書第 3 章 P3-35 に記載のとおり、在来種の使用を検討することとしている。また、事業実施に当たっては、周辺住民との意見交換等を行い、農地や周辺環境への影響を極力低減する旨を評価書第 3 章 P3-35 に記載した。
(5) 廃棄物等について ア. 廃棄物の再生利用及び適正処理の推進 工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。	廃棄物については、評価書第 12 章 P12. 15-4 に記載のとおり、設定した目標値を上回るように再生利用に努めることとしている。また、廃棄物を適正に処理するため、廃棄物の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を工事着手までに決定するよう努める旨を評価書第 12 章 P12. 15-4 に記載した。
イ. 建設発生土の現場利用の推進及び適切な管理 建設発生土については、現場での利用を推進すること。また、建設発生土の仮置場を設置する場合は、その設置場所の選定に当たり、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適正な管理を図り、建設発生土の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。	建設発生土については、評価書第 12 章 P12. 15-2 に記載のとおり、発生量の全てを事業実施区域内の盛土材として再利用する計画としている。また、土砂の仮置場を設置する場合は、周辺の生活環境及び自然環境への影響が懸念される区域を回避するとともに、土砂の飛散及び流出等による周辺環境への影響を回避・低減するため、仮置場までの適切な運搬及び仮置場における適正な管理を図る旨を評価書第 3 章 P3-35 に記載した。

表 15-1 (3) 評価書についての国土交通省関東地方整備局長意見及び都市計画同意権者意見と
それに対する都市計画決定権者の対応

国土交通省関東地方整備局長及び 都市計画同意権者意見	都市計画決定権者の対応
(6) 温室効果ガス等について 工事中の温室効果ガスの排出低減に努めること。また、都市計画決定権者である長野県においては、本事業に係る都市計画について、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号)に基づき、当該都市計画の目的の達成との調和を図りつつ地球温暖化対策に係る関係地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮すること。	工事中の温室効果ガス排出低減を図るため、効率的な施工計画の策定に努めるとともに、市場性、安定供給、性能、品質の確保にも留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(平成 12 年法律第 100 号)に基づく特定調達品目等の使用に努める旨を評価書第 3 章 P3-36 に記載した。また、地球温暖化対策の推進に係る関係地方公共団体の実行計画と連携して、温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するため、省エネ設備の導入等により、供用後における温室効果ガス排出量の低減に努める旨を評価書第 3 章 P3-36 に記載した。
(7) その他について 盛土工事に必要な土砂の確保及び運搬においては、近隣の公共工事における建設発生土等を最大限活用するとともに、本事業の盛土工事の平準化や輸送の効率化等を検討できるよう、具体的な計画を策定し、進めること。	盛土工事に必要な土砂の確保及び運搬においては、近隣の公共工事における建設発生土等を可能な限り活用するとともに、本事業の盛土工事の平準化や輸送の効率化等を検討するための盛土材の調達・運搬時の配慮事項を評価書第 3 章 P3-35 に記載した。